

受理番号	陳情第9号	件名	障がい児（者）とその家族の支援を求める陳情
受理年月日	6.11.18		
陳情者			

【要旨】

障がい児（者）にとって、通学・通所も立派な社会参加であり、ガイドヘルパーの支援を得ながら通学・通所することも自立の形と考えますが、戸田市障害者移動支援事業実施要綱において、現状では通学・通所のための利用が認められているのは「一時的な利用（緊急、やむを得ない場合）」とし、通学・通所は通年かつ長期にわたる外出のため、移動支援の対象外になっています。

昨今の社会情勢の変化から共働き家庭が増加している中でも、障がいのある子供がいる家庭の保護者は、子供が自主通学・自主通所できない場合、高校を卒業するまで子供の通学・通所に付き添わなければなりません。

また、和光南特別支援学校に通う私たちの子供の大半は、高校卒業後の進路が障害福祉サービス等事業所に入所や通所になります。就労継続支援B型において、戸田市では登所に移動支援の利用が認められておりません。市内の事業所が定員を超えてしまうような場合、市外に通所しなくてはなりません。遠い事業所に通所する場合でも登所のために移動支援は利用できません。そのため、就労先が送迎サービスを行っていない場合、保護者が登所に付き添わなければなりません。

このように、長期にわたって保護者の就労選択の制限、就労時間の短縮につながるという問題が生じています。

通学・通所等目的に関わらず、ヘルパーの確保が難しいという理由から、移動支援サービス自体の利用を断念せざるを得ないこともあり、ヘルパーの不足も問題として挙げられます。

充実し安定した日常こそが精神的な安定につながるにも関わらず、子供が高校を卒業すると、療育機能を兼ね備えた放課後等デイサービスの利用ができなくなります。このことで、子供のQOLの低下、または退行につながってしまうことが問題です。また、事業所へ通所する場合、学生時代と比べ登所時間が遅く、降所時間が早い事業所が多いことから、送迎時間や事業所の利用時間に合わせて保護者の就労選択を制限、就労時間を短縮しなければならないことも問題点として挙げられます。

保護者の就労支援の一環として、日中一時支援事業や障害児（者）生活サポート事業が挙げられます。しかし、戸田市内の登録団体はいずれも各2事業所のみであり少ない現状です。そのため、これらの事業を利用できない保護者は、就労選択の制限や就労時間の短縮をしなくてはなりません。事業者側や利用者側がこれらの事業を知らないというケースもあり、登録団体が少ない現状につながっていると考えられます。

インクルーシブ社会の実現に向け、全ての戸田市民が子供から高齢者まで切れ目のな

い支援を得られるために、また、保護者の就労時間や選択肢を広げるために、次の事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. 移動支援では対象外としている通学や通所目的を利用対象とするために、さいたま市や横浜市では移動支援事業に『通学通所支援』を設けております。枚方市では通所について移動支援事業で利用の範囲として認められています。また、通学については地域生活支援事業の一つに『障害児通学支援』を設けており、枚方市に居住地があれば、通学区域に制限がありません。戸田市も同様に、移動支援事業での通学・通所支援の設立、または、通学・通所を支援するサービスの設立をお願いいたします。そして、本人の自己選択・自己決定を尊重する体制の整備をお願いいたします。
2. 移動支援グループ支援型を導入することによって、ヘルパー不足の解消につながるのではないかと考えられるため、実際に事業所はグループ支援ができるのか、また、ヘルパー不足の解消が見込めるのか等、グループ支援型の導入に向けた実態調査をお願いいたします。
3. さいたま市では「夕方支援」として、15時以降も一時的に受け入れる日中一時支援事業を実施する事業所に対し、補助する仕組みがつくられました。戸田市においても、高校卒業後にも利用できる放課後等デイサービス、または、それに代わるサービスの設立をお願いいたします。
4. 子供の自立や保護者の就労支援に向け支援していく制度や、日中一時支援事業、障害児(者)生活サポート事業などの福祉サービスにおける想定利用者数の把握をお願いいたします。また、これらの制度やサービスを充実させた利用しやすい仕組みづくりの構築と利用案の提示をお願いいたします。